

第3章 基本理念・基本目標

第1節 基本理念

団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025)年その先の将来を見据えて実現をめざす村の姿として、以下の基本理念を掲げます。

住み慣れた地域で、いつまでも健康・生きいき・安心の暮らし

高齢者が自ら健康寿命の延伸に努め、地域社会でいきいきと活躍し、医療や介護が必要になっても、これまで培ってきた地域や人とのつながりを保ちつつ、自分らしい生活を人生の最後まで安心して続けられるよう、高齢者を含めた多様な主体が支え合う、「健康・福祉」の包括的な支援体制（地域包括ケアシステム）が整った村をめざします。

基本理念を実現するため、地域に関わる人や組織が目標を共有し、適切な役割分担のもと、保健・医療・介護・福祉などの分野を超えて協働し、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進します。

第2節 基本目標

宮田村では、平成12年から基本目標を「みんな健康で生きいきいつでもどこでも、安心の暮らし」を掲げ、目標の実現のために取り組みを行ってきました。第8期では、国が提唱する「地域包括ケアシステム」を当村においてもより深化・推進するために、基本目標をより明確化に表現し、実現に向け取り組めるよう4つに分けました。

基本目標1	支え合いの地域づくりをすすめます
	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、公的なサービスが充実していることに加え、地域での見守りや支え合いの活動が不可欠です。そのために、高齢者自身も「地域の担い手」として活躍するしくみづくりを進め、地域の多様な社会資源（NPO、民間企業、社会福祉施設など）の有機的な連携により、互いに支え合う地域社会の実現を目指します。
基本目標2	社会参加といきがいつくりを支援します
	高齢期の生活の質（QOL）を高めるためには、社会との関わりを持ちながらこれまで得た知識や経験の活用や、生涯を通して新たなことにチャレンジしていくことが大切です。多様化した高齢者のライフスタイルやニーズに対応した社会参加や、社会貢献、就労などの活動支援を展開します。
基本目標3	健康づくり・介護予防をすすめます
	高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らし続けるには、高齢期の特性を踏まえた健康づくりが必要です。そのために、要介護の原因となるロコモティブシンドロームの予防など健康づくりの普及啓発や機会の提供を行うとともに、地域全体で健康づくりや介護予防に取り組むことができるようなしくみづくりを進めていきます。
基本目標4	医療を含めた施設・在宅サービスを安心して利用できる仕組みづくり

支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で生涯安心してその人らしく暮らしていけることが大切です。そのため、一人ひとりのニーズに応じた医療と介護の連携による切れ目のないサービスや、村独自の支援サービスを提供し、村の特性にあった地域包括ケアシステムの実現を目指します。

第3節 宮田村における地域包括ケアシステムの現状と今後の方向性

1. 日常生活圏域と宮田村地域包括支援センターの設置

「日常生活圏域」とは、地域包括ケアシステムの実現のために、必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位で、国では概ね 30 分以内にサービスが提供される範囲としています。

宮田村では、高齢者人口や生活圏域の広さ生活圏域を 1 区域とし、地域包括ケアシステムを中心的に進めていくために、村内に 1 箇所「宮田村地域包括支援センター」を宮田村老人福祉センター内に設置しました。そして、同センターには、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職を配置し、高齢者やその家族が身近なところで相談やサービスが受けられるよう体制の整備を行いました。また、関係機関（者）との連携や積極的な高齢者自宅への訪問等による課題の把握により、課題の早期発見・早期解決に努めています。

さらに、地域包括ケアシステムを構築するための仕組みづくりについても取り組んでいます。

2. 地域支援事業の現状

地域支援事業は、平成18年度に介護保険制度内で新設された事業で、「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」「包括的支援事業」「任意事業」で構成されています。

地域支援事業については、平成27年4月の介護保険法の改正で、大幅な見直しがありました。それにより、宮田村では総合事業を平成29年4月から開始しています。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の実施

総合事業は、各区市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指すものです。

総合事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成されています。

事業名	取組内容
介護予防・生活支援サービス事業	要介護状態となることを予防し、一人ひとりが活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援する事業で、対象者は、要支援1・2の認定を受けた方もしくは基本チェックリストの結果により生活機能の低下が確認された65歳以上の方（事業対象者）です。 サービスの種類は訪問型サービスと通所型サービスがあり、それぞれ、総合事業導入前に要支援1・2の認定者が利用していた予防給付の訪問介護、通所介護に相当するものです。

一般介護予防事業	介護予防や日常生活の自立に向けた取り組みや、地域の介護予防活動等に対して支援を行う事業です。対象者は、65歳以上の方や、65歳以上の方の支援のための活動に関わる方です。
----------	--

(2)包括的支援事業

事業名	取組内容
宮田村地域包括支援センター	宮田村地域包括支援センターの相談機能をさらに充実させるとともに、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールとなる「地域ケア会議」を開催します。
在宅医療・介護連携推進事業	地域の医療・介護サービス資源の把握や情報の共有や、在宅医療・介護関係者の研修などを行います。
認知症総合支援事業	認知症が疑われる高齢者の早期発見・早期診断につなげる体制について、認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームの設置により、充実を図っていきます。
生活支援体制整備事業	高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくために、村が地域包括支援センターや宮田村社会福祉協議会に地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を配置し、「宮田村地域支え合い協議体」を設置し、宮田村社会福祉協議会や関係機関と連携しながら、地域におけるコミュニティの活性化や住民等が主体となった多様な生活支援の充実など、支え合いの地域づくりを促進する取組を進めます。

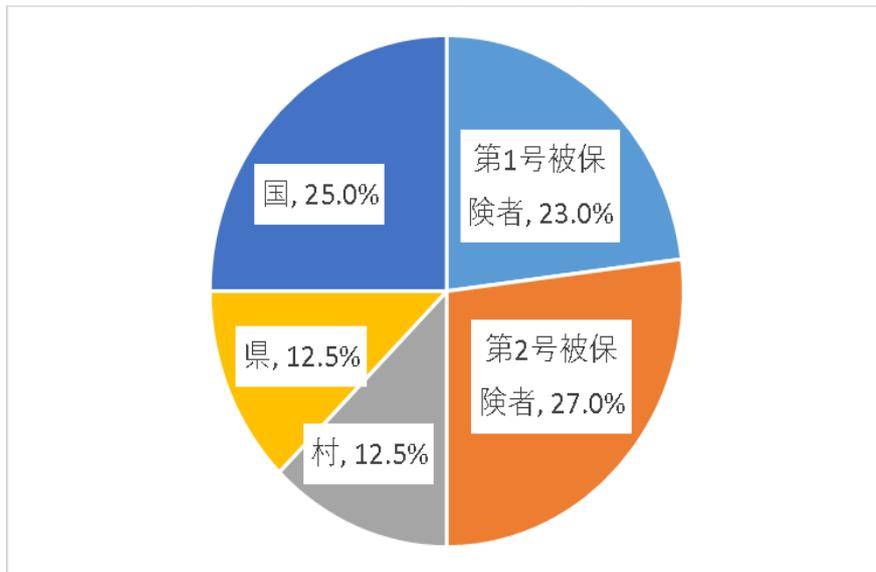
(3)任意事業

任意事業では、家族介護支援事業、介護給付等費用適正化事業、成年後見審判請求事務等を実施します。

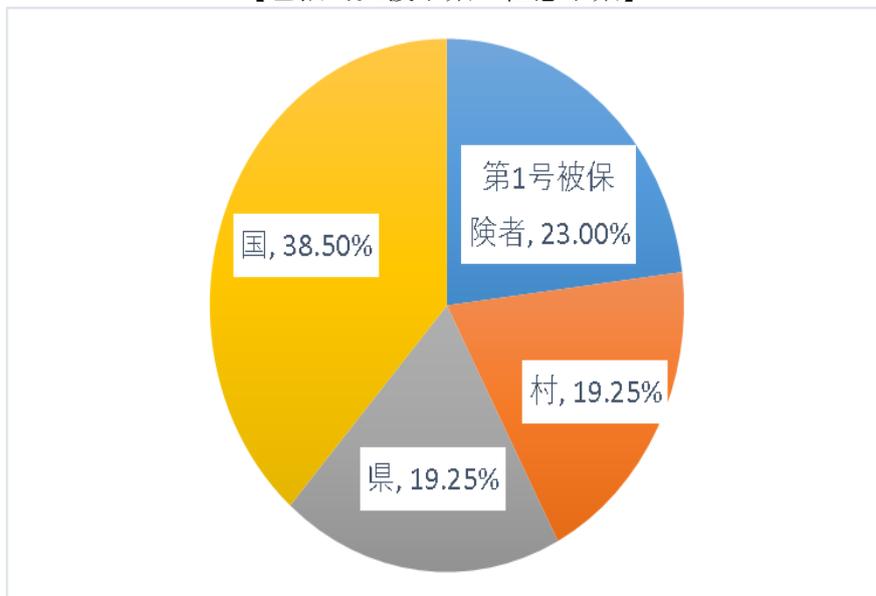
(4)財源構成

財源構成は次のとおりです。

【介護予防・日常生活支援総合支援事業】



【包括的支援事業・任意事業】



3. 今後の方向性

第8期計画では4つの基本目標「支え合いの地域づくりをすすめます」「社会参加といきがいづくりを支援します」「健康づくり・介護予防をすすめます」「医療を含めた施設・在宅サービスを安心して利用できる仕組みづくり」を掲げ、基本目標の具体的な取り組みを13の重点施策として取り組みました。

超高齢社会を迎え、村民が生涯を通じて健やかで心豊かな生活ができるよう、健康寿命のさらなる延伸を目指す取り組みが重要です。そのためには、個人の健康づくりの取組を支援するだけでなく、健康を意識せずとも健康づくりが行えるような地域社会全体の取組による環境整備が必要になってきます。

第8期計画では、第7期で掲げた4つの基本目標と13の重点施策を引継ぎ、地域包括ケアシステムの構築の実現を目指します。そして、介護サービスだけにとどまらず、高齢者の生活環境や心身の状況に応じて、尊厳をもって生きがいを感じな

がら生活を送ることができ、医療、介護や支援が必要な時には滞ることなく受けられる体制の整備が必要になります。

これらを実現することは容易なことではありませんが、村民や医療・福祉等の関係者が共通の認識をもって取り組めるよう 13 の施策を重点施策として第 8 期計画では位置づけ、取り組みを進めていきます。

【第 8 期計画期間での重点的取り組み】

施策 1：「『地域の活力』を生かした高齢者を支えるしくみづくり」

施策 2：「介護者への支援」

施策 3：「安全・安心な暮らしを支えるしくみづくり」

施策 4：「いきがいのある暮らしへの支援」

施策 5：「就業等への支援」

施策 6：「健康づくりと介護予防の推進」

施策 7：「暮らしやすいまちづくりと住まいへの支援」

施策 8：「地域包括支援センターの機能の充実」

施策 9：「介護保険サービスの提供と基盤整備」

施策 10：「介護保険サービスの質の向上と適正利用の促進」

施策 11：「自立生活への支援（介護保険外サービス）」

施策 12：「認知症高齢者への支援体制の充実」

施策 13：「地域における在宅療養支援体制の充実」